

新型コロナウイルス感染症に係る伝統産業支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている伝統産業を主たる業種としている事業者及び団体のものづくり等を支援するため、事業者等に対し、原材料費又は新商品開発費、普及宣伝に係る費用等を給付します。

制度内容

(1) 対象となる工芸品

1) 国指定伝統工芸品

①結城紬

2) 栃木県伝統工芸品

①結城紬 ②下野しぼり・下野人形 ③間々田紐

④家紋帳筆筒・ダルマ戸棚

(2) 対象となる者

1) つぎのいずれも該当するもの

①本市に住所を有すること

②伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく認定を受けた伝統工芸士又は栃木県伝統工芸士に認定されたものが1名以上従事していること

2) 上記1)を構成員とする団体・グループ

(3) 対象経費

1) 原材料費、加工賃

(結城紬については染色に係る経費を含む)

2) 新商品開発経費、印刷製本費、産業財産権取得に係る経費、外注費、展示会等開催・参加費、広告宣伝委託費

(4) 給付の額

1) 200千円又は対象経費のいずれか低い額

2) 1,000千円又は対象経費のいずれか低い額

問合せ

産業観光部 工業振興課

0285-22-9397